

報告第 1 2 号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するものです。

損害賠償の額の決定について

番号	賠償金額	賠償の理由	専決処分日
			過失割合
1	248,703 円	令和 7 年 1 月 3 1 日午後 1 時 5 0 分頃、職員が我孫子市柴崎 1 2 6 1 番地の 7 地先我孫子聖仁会病院職員駐車場に公用車を駐車し、運転席のドアを開けたところ、強風にあおられドアが勢いよく開き、隣に駐車していた賠償相手方の乗用車の左側前部ドア等を損傷させた。	令和 7 年 3 月 2 8 日
			市 1 0 0 % 相手方 0 %
2	76,560 円	令和 7 年 2 月 1 8 日午後 1 1 時頃、我孫子市新木野の賠償相手方宅の敷地内において、消防職員が賠償相手方宅の隣家等の消火活動のため、賠償相手方のエアコン室外機に足を掛けてフェンスを乗り越えたところ、当該室外機のベース、フロントカバー等を損傷させた。	令和 7 年 4 月 7 日
			市 1 0 0 % 相手方 0 %
3	522,518 円	令和 7 年 1 月 1 1 日午後 0 時 4 0 分頃、職員が我孫子市高野山 5 3 7 番地我孫子市立我孫子中学校駐車場において、転回のため公用車（マイクロバス）を、駐車中の車両と車両の間の空き駐車区画に後進させた後、左折しながら前進させたところ、当該公用車の右側後部が、駐車中の賠償相手方の乗用車に接触し、当該乗用車の右側後部バンパー、クォータパネル等を損傷させた。	令和 7 年 4 月 1 5 日
			市 1 0 0 % 相手方 0 %

4	41,760 円	令和 6 年 6 月 1 4 日午後 3 時 1 1 分頃、職員が公用車で四街道市中台 5 8 7 番地 1 地先国道 5 1 号を走行中、3 台前を走行していた乗用車が急に停止したことから、追突を避けようと当該公用車の急ブレーキをかけたが、停止することができず、1 台前で急停止することができた乗用車に追突し、当該乗用車に同乗していた賠償相手方に頭部打撲を負わせた。	令和 7 年 4 月 2 8 日
			市 1 0 0 % 相手方 0 %
5	887,414 円	令和 7 年 2 月 8 日午後 2 時頃、我孫子市布佐 1 2 2 3 番 1 宮ノ森公園において、駐車中の賠償相手方の乗用車に、樹木の枝が強風により折れて落下し、当該乗用車のフロントガラス、屋根等を損傷させた。	令和 7 年 5 月 1 日
			市 1 0 0 % 相手方 0 %
6	12,100 円	令和 6 年 1 2 月 1 0 日午後 2 時 3 2 分に我孫子市船戸 3 丁目 9 番 1 号地先道路において、警防調査中の消防職員が消防自動車を左折させたところ、当該消防自動車のフロントバンパー右前面が賠償相手方のゴミステーションに設置されたブロックと接触し、当該ブロックを損傷させた。	令和 7 年 5 月 1 日
			市 1 0 0 % 相手方 0 %